

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和5年10月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20231004	有限会社 森運輸 (法人番号 9370002020471) 代表者阿蘇勉	宮城県富谷市石積 松貝14番地	本社営業所	宮城県仙台市泉区向陽 台3-36-18	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第4項	令和5年4月20日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第5条の2)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20231010	株式会社 ワナベ運送 (法人番号 8380001008419) 代表者渡辺陽一	福島県郡山市喜久 田町字菖蒲池23番 地177	本社営業所	福島県郡山市喜久田町 字菖蒲池23-177	事業停止(3日)、輸 送施設の使用停止 (172日車)及び文書 警告	法第8条第1項、法 第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和4年11月7日及び12月8日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、14件の違反が認められた。(1)自動車車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)乗務員に対し疾病・疲労等のおそれのある状態での乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録義務違反【記録なし5件以下】(安全規則第8条)、(7)乗務等の記録義務違反【記録の改ざん・不実記載】(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反【記録なし5件以下】(安全規則第9条)、(9)運行記録計による記録義務違反【記録の改ざん・不実記載】(安全規則第9条)、(10)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(12)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(13)初任運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(14)初任運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	31	31

20231016	株式会社 MARUTA (法人番号 2390002010221) 代表者佐藤克之	山形県鶴岡市藤島 字村前35番地	本社営業所	山形県鶴岡市藤島字村 前35	輸送施設の使用停 止(50日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和5年2月14日及び3月28日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	5	5
20231031	濱光輸送 株式会社 (法人番号 4380001014742) 代表者濱田光司	福島県いわき市平 塩字出口43番地1	本社営業所	福島県いわき市平塩字 出口43-1	輸送施設の使用停 止(90日車)及び文 書警告	法第8条第1項、法 第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和5年2月16日及び3月6日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、12件の違反が認められた。(1)営業所の位置違反(施行規則第2条第1項第2号)、(2)乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反(施行規則第2条第1項第5号)、(3)乗務時間等告示の遵守違反【未遵守計16件以上】(安全規則第3条第4項)、(4)乗務時間等告示の遵守違反【乗務時間等告示なお書きの遵守違反】(安全規則第3条第4項)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(6)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(8)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)初任運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(12)初任運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	9	9
20231031	塩釜トラック 株式会社 (法人番号 4370001016806) 代表者及川美千子	宮城県仙台市宮城 野区港3丁目3番3-2 号	本社営業所	宮城県仙台市宮城野区 港3丁目3-3-2	輸送施設の使用停 止(30日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和5年5月31日、酒気帯び運転を端緒として監査を実施した結果、7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項)、(3)点呼の記録義務違反【一部記録なし】(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。